

地方分権論 B (地域公共経営論)

2017 年度秋学期

第 3 回 (資料)

2017. 10. 13 (金)

第 4 限 (14:45~16:15)

於 3 号館 608 号室

片木 淳

katagi◎waseda.jp (◎は@)

次回までに、(討論資料)

地方創生推進交付金をめぐる国会論議 (平成 28 年 3 月 30 日、参議院本会議)
(最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

1 「地方創生」の経緯と法的根拠

1.1 経緯 [年表]

平成 26 年 5 月 8 日	「日本創成会議」、896 の「消滅可能性都市」および「ストップ少子化・地方元気戦略」を公表
6 月 24 日	『日本再興戦略』改訂 2014」閣議決定 「ローカル・アベノミクス」により人口急減問題等に積極的に取り組む姿勢を強調
	「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（骨太の方針）閣議決定 50 年後の 1 億人程度の安定的な人口構造を見込む。
9 月 3 日	石破地方創生担当大臣任命
9 月 12 日	まち・ひと・しごと創生本部（第 1 回） まち・ひと・しごとの基本方針決定
9 月 19 日	まち・ひと・しごと創生会議（第 1 回）
11 月 21 日	まち・ひと・しごと創生法成立（11 月 28 日公布、11 月 28 日、12 月 2 日施行）
12 月 27 日	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定 2060 年に 1 億人程度の人口を確保する長期展望を提示するとともに、これを実現するための今後 5 か年の目標や施策、基本的な方向を提示
平成 27 年 1 月 9 日	緊急経済対策のための平成 26 年度補正予算閣議決定 地方創生先行型の交付金 1,700 億円
14 日	平成 27 年度当初予算閣議決定 ・まち・ひと・しごと創生関連事業約 7,200 億円 ・地方財政計画に、まち・ひと・しごと創生事業費 1 兆円
2 月 3 日	平成 26 年度補正予算成立
2 月 25 日	「日本版 CCRC 構想有識者会議」第 1 回会議
3 月 3 日	石破地方創生担当大臣、政府関係機関の地方移転について道県等からの提案募集発表
4 月 9 日	国の平成 27 年度当初予算成立
6 月 1 日	経済財政諮問会議で石破大臣が、「地方創生の深化」のため「新型交付金」の創設表明
6 月 30 日	「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」閣議決定 16 年度予算より新型交付金を創設、政策パッケージの再編成・追加

8 月 25 日	「日本版 CCRC 構想有識者会議」(第 8 回) CCRC 構想の中間報告「生涯活躍のまち」
12 月 24 日	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015 改訂版)閣議決定 「日本版 DMO」の整備推進を盛り込む。
平成 28 年	
1 月 20 日	平成 27 年度補正予算成立、1000 億円の地方創生加速化交付金
3 月 22 日	「まち・ひと・しごと創生本部」、「政府関係機関移転基本方針」発表
3 月 29 日	平成 28 年度当初予算成立、新型交付金 1000 億円
8 月 3 日	内閣改造、石破地方創生担当大臣退任、山本幸三大臣任命
9 月 1 日	「まち・ひと・しごと創生本部」、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」決定 文化庁の京都への全面的な移転の他、消費者庁等、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁について、今後の具体的な対応方向
12 月 13 日	地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議 最終報告書「地域の課題解決を目指す地域運営組織－その量的拡大と質的向上に向けて－」
12 月 22 日	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016 改訂版)閣議決定
平成 29 年	
5 月 22 日	地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議「地方創生に資する大学改革に向けた中間報告」
6 月 9 日	「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」閣議決定。

1.2 まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

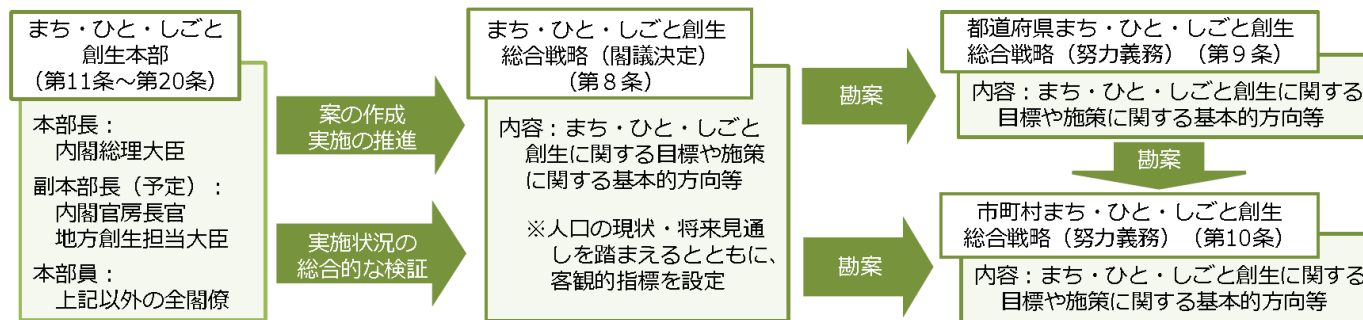
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

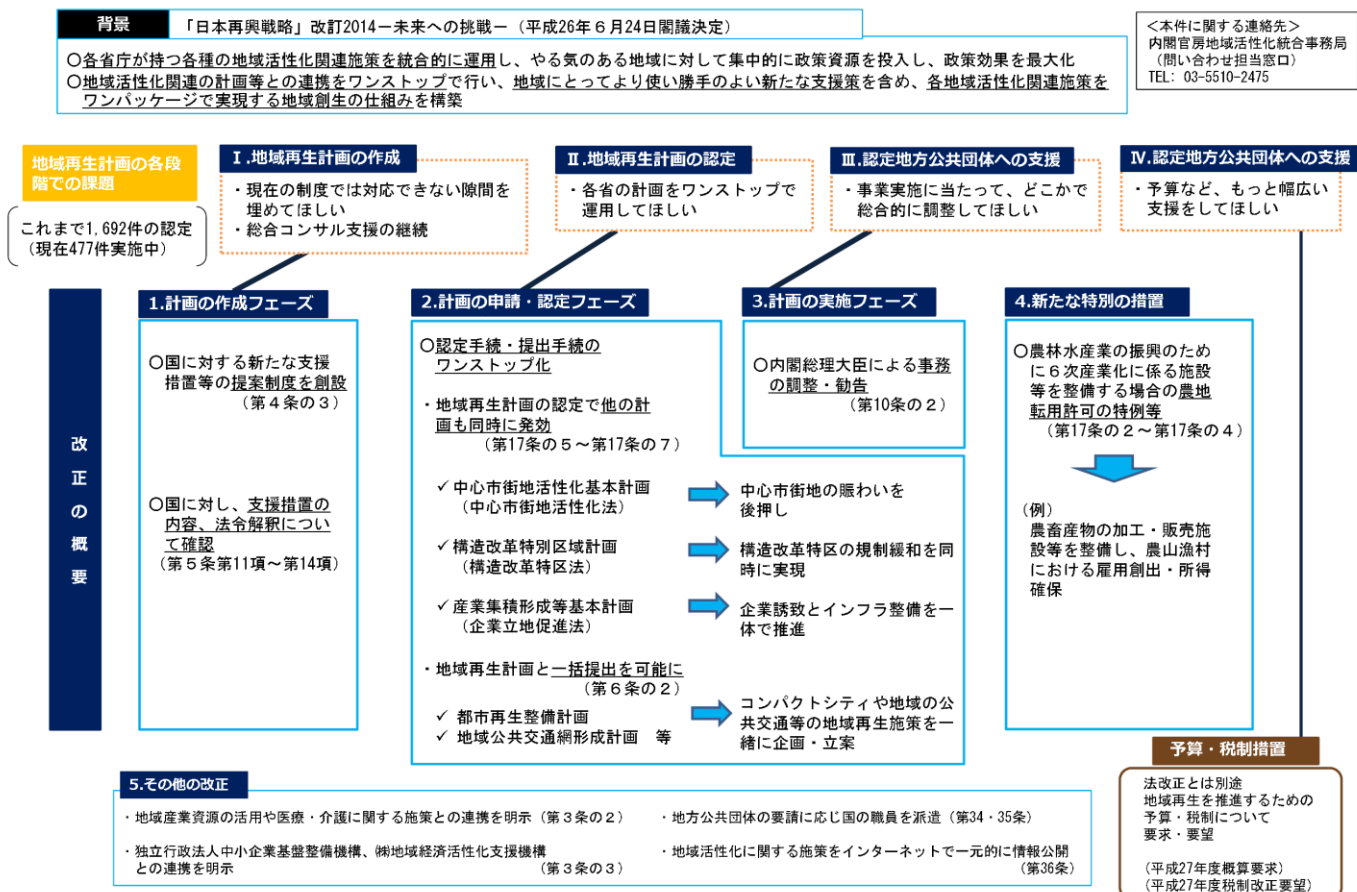
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

【出典：首相官邸 HP「まち・ひと・しごと創生本部」「地方創生関連2法案成立に伴う石破大臣のコメント」「（参考：地方創生関連2法）『まち・ひと・しごと創生法』の概要」】

1.3 地域再生法の一部を改正する法律の概要



【出典：首相官邸 HP「まち・ひと・しごと創生本部」「地方創生関連2法案成立に伴う石破大臣のコメント」「（参考：地方創生関連2法）『地域再生法の一部を改正する法律』の概要】

2 政府の「地方創生」政策

2.1 まち・ひと・しごと創生基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日、閣議決定）

2.1.1 地方創生の新展開



【出典：まち・ひと・しごと創生本部 HP「関係法令」「閣議決定等」「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017の閣議決定について」】

2.1.2 まち・ひと・しごと創生基本方針 2017 ー主要ポイントー

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進	・ 地域資源を活用した「しごと」づくり ・ 空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用 ・ 地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進 ・ 近未来技術等の実装、新しい生活産業の実装の推進	
東京一極集中の是正	・ 地方創生に資する大学改革 ・ 地方創生インターンシップの推進 ・ 生涯活躍のまち（日本版CCRC） ・ 地方への企業の本社移転の促進 ・ 政府関係機関の地方移転 ・ 中央省庁のサテライトオフィスの検討 ・ 地方生活の魅力の発信等（ライフスタイルの見つめ直し）	
東京圏における医療・介護 問題・少子化問題への対応	・ 高齢化に伴い増大する医療・介護ニーズへの対応 ・ 少子化対策における「地域アプローチ」の推進	
地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 （政策パッケージ）	1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする 2. 地方への新しいひとの流れをつくる 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、 地域と地域を連携する	
「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援		
情報支援の矢	人材支援の矢	財政支援の矢
・ 地域経済分析システム （RESAS）	・ 公務員等の市町村派遣 ・ 地方創生カレッジ	・ 地方創生関係交付金 ・ 企業版ふるさと納税

2

【出典：まち・ひと・しごと創生本部 HP「関係法令」「閣議決定等」「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017 の閣議決定について」】

2.1.3 地方創生に資する大学改革

- 1 地方大学の振興→地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上
- 2 東京の大学の新增設の抑制・地方移転→東京の一極集中の是正

(1) 地方大学の振興

- 首長の強力なリーダーシップの下、組織レベルでの持続可能な産官学連携体制の構築。
- 地方大学が、産官学の連携の下、地域の中核的な産業の振興と専門人材育成等の振興計画であって、地方版総合戦略に位置付けられたものを策定する場合、モデルとなる先進的な取組に対して、重点的に支援。

取組事例

- ◆富山県
産学官コンソーシアムを組成し、
バイオ医薬品等の研究開発
- ◆北九州市
理工系の国公立大学が同一
キャンパスに集積し、介護ロボット
等の共同研究を実施

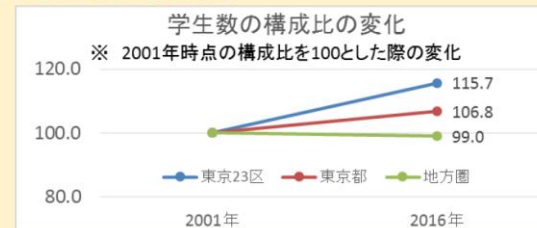


富山県薬事研究所

- 地方大学と東京圏の大学や研究開発法人との連携を推進。

(2) 東京の大学の新增設の抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、東京23区の大学は、定員増を認めないことを原則とする。
- 総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部等の改廃等により、社会のニーズに応じた新たな学部・学科の新設は認められる（スクラップ・アンド・ビルドの徹底）。
- 具体的な制度等について年内に成案を得る。
また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。



文部科学省「学校基本統計」をもとに作成

- 東京圏の大学による地方のサテライトキャンパスの設置（廃校舎等の活用を含む）を推進。

(3) 若者の雇用機会の創出

- 国・地方：地方企業等に就職した者の奨学金返還支援制度の全国展開、地方創生インターンシップ、地方拠点強化の加速策等
- 経済界：企業の本社機能移転、地方採用の拡大（本社一括採用の変更）、地域限定社員制度の導入等

【出典：まち・ひと・しごと創生本部 HP「関係法令」「閣議決定等」「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017 の閣議決定について」】

2.1.4 政府関係機関の地方移転

文化庁の移転等

- 文化庁については、本年4月に京都に設置した文化庁地域文化創生本部において、新たな政策ニーズに対応した事業について地元の知見等を生かしながら移転の先行的取組を実施。並行して、庁舎の場所の決定や、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法の改正案等を提出する等、全面的な移転を計画的・段階的に進める。
- 消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁のそれぞれについて、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき、着実に取り組む。

研究機関等の地方移転

- 本年4月に、関係者間で共同して策定した5年程度の具体的な取組内容等を明確にした年次プランを公表。同プランに基づき、地域イノベーションの実現や研究成果の地域産業への波及等に取り組む。

例：(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)の山口県への移転

⇒衛星リモートセンシング技術の応用研究を通じた防災対応力の強化、研究成果の実用化等の新事業創出、イノベーション人材の育成

中央省庁のサテライトオフィス

ね ら い

- 国家公務員の働き方改革、地方公共団体へのアウトリーチ支援

具体的取組

- 本年6月に、内閣府業務(地方創生交付金等)に係る地方公共団体へのアウトリーチ支援等について実証実験を実施
- この他、復興庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省においては、平成29年度にそれぞれの行政ニーズ等に基づき、試行の検討、実施を進める。

【出典：まち・ひと・しごと創生本部 HP「関係法令」「閣議決定等」「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017 の閣議決定について」】

2.1.5 地方への支援（地方創生版・三本の矢）

■情報支援の矢

○地域経済分析システム（RESAS）

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを「見える化」
- ・RESASの利用支援を行う人材を国の出先機関に配置する等、地方公共団体や様々な主体による活用を推進

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・小規模市町村に、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」29年度：1,000億円（事業費ベース：2,000億円）

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」28年度：900億円（事業費ベース：1,800億円）

【平成28年度第二次補正予算】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修について重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細かな施策を可能とする観点から地方財政計画（歳出）に計上（29年度：1.0兆円）

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

【出典：まち・ひと・しごと創生本部 HP「関係法令」「閣議決定等」「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017 の閣議決定について」】

2.2 国の「長期ビジョン」と「総合戦略」

2.3 まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」が目指す将来の方向

◎人口問題に対する基本認識 —「人口減少時代」の到来

- ・2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。
- ・人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。
- ・東京圏には過度に人口が集中しており、今後も人口流入が続く可能性が高い。東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結び付いている。

◎今後の基本的視点

○3つの基本的視点

- ①「東京一極集中」の是正
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
 - ③地域の特性に即した地域課題の解決
- 国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要。



◎目指すべき将来の方向 —将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

○若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。

- ・国民希望出生率1.8は、OECD諸国の半数近くが実現。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。

○人口減少に歯止めがかかると50年後1億人程度の人口が確保される。

- ・2030～2040年頃に出生率が2.07まで回復した場合、2060年には1億人程度の人口を確保すると見込まれる。

○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。

- ・人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は35.3%でピークに達した後は低下し始め、将来は27%程度にまで低下する。さらに高齢者が健康寿命を延ばすと、事態はより改善する。

○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50年後も実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

◎地方創生がもたらす日本社会の姿

＜地方創生が目指す方向＞

○自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

- ・全国一律でなく、地方自らが地域資源を掘り起し活用することにより、多様な地域社会を形成。

○外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。

- ・外部人材の取り込みや国内外の市場との積極的なつながりによって、新たな発想で取り組む。

○地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。

○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

—地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

【出典：首相官邸 HP「まち・ひと・しごと創生本部」「(参考) 1.まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像等】

2.4 まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）全体像



【出典：まち・ひと・しごと創生本部 HP 『「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」の閣議決定について」「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」の全体像』（平成 28 年 12 月 22 日、閣議決定）より抜粋】

(次回討論資料)

地方創生推進交付金をめぐる国会論議（平成 28 年 3 月 30 日、参議院本会議）

○安井美沙子君 民進党の安井美沙子です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました地域再生法の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

石破大臣は、安倍内閣が進める地方創生について、従来の取組とは大きく異なるものであると認識している、かつてのような高度経済成長が望めず、人口減少と少子高齢化が同時並行している中、過去の延長線上の政策はもはや通用しないと、参議院地方・消費者問題に関する特別委員会で述べられました。私も全く同感です。

しかし、石破大臣が就任されて以来の政策を見ますと、従来のものと比べ、特段異次元とかパラダイムシフトと言えるようなものがあるようには思えません。そもそも、安倍内閣の地方創生に流れる通奏低音が相も変わらず国主導、中央集権である限りは、東京への過度な一極集中を是正し、疲弊が進む地方を活性化することなどおぼつかず、むしろ地方の疲弊を加速するのではないかと懸念しております。

こうした問題意識の下、以下、具体的に質問をさせていただきます。

今回創設される地方創生推進交付金の交付を受けるためには、地方公共団体が、国の地方創生総合戦略を勘案して作った地方版総合戦略に沿って地域再生計画を作るというスキームになっています。国の顔色をうかがいながら作る計画で、本来の地域の自主性を十分に発揮されるものとなり得るのでしょうか。石破大臣にお伺いします。

そういえば、平成二十六年度補正予算で措置された地域消費喚起・生活支援型交付金においても、国が用意した事例を参考に地方の発意で自由に使えるにもかかわらず、千七百八十八自治体のうち九八％に当たる千七百五十の自治体が、申し合わせたかのようにプレミアム付き地域振興券の発行を選択しました。

そろそろ商品券も使い終わり、各自治体で集計がなされている頃と思います。これらの交付金として血税二千五百億円をばらまいた結果、地域の消費はどの程度喚起され、経済効果はどのくらいあったのでしょうか。最終的な集計はまだかと思いますが、この事業を実施した効果について、石破大臣の御所見を伺います。

交付対象となる先導的な事業について、先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプといった事業を対象にするという方針ですが、分かりにくいです。先導的と国が認め交付金を交付するに当たって、客観的な指標なり基準なり制度は担保されているのでしょうか。石破大臣にお伺いします。

地方創生推進交付金一千億円には、現行の地域再生法における道路、污水处理施設、港を複合的に整備する地域再生基盤強化交付金が四百十六億円含まれています。継続事業の予算が削られると地方にとっては痛手大きいと思いますが、計画どおり確保されるのですか。石破大臣に伺います。

民主党政権時の一括交付金は、一年目でも五千百二十億円、二年目は六千七百五十四億円でしたが、今回の交付金はたったの一千億円です。その中でも、実質新たに交付できる額は五百八十四億円にすぎません。幾ら何でも少な過ぎるのではないですか。今後、各府省の個別補助金を廃止しつつ拡充していくおつもりがあるのでしょうか。石破大臣の具体的な答弁を求めます。

安倍政権になって民主党政権時代の一括交付金を即座に廃止した理由として、使い勝手が悪いからと必ず言われますが、交付対象である都道府県と政令指定都市に行ったアンケート調査によれば、およそ七割の自治体が、従来の補助金や交付金に比べ自主裁量が拡大したと答え、約八割の自治体から一括交付金の取組を評価する声がありました。

一方で、新型交付金の制度設計が見え始めた昨年八月、ある通信社が行った四十七都道府県知事へのアンケートによれば、二十五人の知事が新型交付金について評価できないと答えています。

今また新たな交付金を創設して現場の混乱を招くよりも、ひも付き補助金の縛りを廃した民主党政権の功績を素直に認め、継続したらいかがですか。一括交付金の交付対象を市町村まで拡大させ、対象事業のソフト事業の割合を拡大し、手続の簡素化を図りつつ、客観指標を用いた配分や地方議会の監視や住民監査などのガバナンスの強化を行って、復活、拡充すべきであると考えます。石破大臣の御見解を伺います。

それでも、どうしても地方創生推進交付金の方が圧倒的に優れているとおっしゃるならば、これまでの個別補助金や一括交付金と何が異なり、どこが第三のアプローチなのか、画期的なのか、国、地方双方にどのような利点をもたらすのか、石破大臣にお聞きします。

次に、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税についてお聞きします。

(中略)

一方の、地方をがちがちに縛っている最たる事例が、プレミアム付き商品券に代表される地域住民生活等緊急支援のための交付金や今回の法案にある新型交付金です。事例を示して地方の発意をそぎ、K P I だ P D C A だと地方を萎縮させ役人的な発想の型にはめてしまっただけです。金太郎あめのスモールビジネスが幾つも幾つも線香花火のように打ち上がるだけです。K P I や P D C A は地方に求める前に、まずは、国こそ隗より始めるべきと考えます。これまでの地域活性化諸施策において、一度でも評価結果を次の政策に反映させた実績がありますか。石破大臣に伺います。

地方を本当に活性化させたいのであれば、地方に権限と財源を移譲するしかありません。ドイツやイタリア、フランスといったヨーロッパ各国が、一極集中を免れ地方都市がそれぞれ魅力的な個性を発揮できているのは、州政府にそれなりの権限があるからです。日本国憲法第八章では、地方自治を行うのは地方公共団体であり、地方自治体とは書いてありません。地方公共団体はあくまで中央から委託された業務を行うだけで、地方議会も法律の範囲の条例しか作ることができません。地方創生を本気で実現するならば、憲法第八章の改正も視野に入れた地方への権限と財源の移譲を検討すべきではないでしょうか。石破大臣の憲法改正への御関心を確認し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇、拍手〕

○国務大臣(石破茂君) 安井議員より十六問頂戴をいたしました。

まず、地方創生推進交付金に係る自主性への配慮についてであります。

本交付金は、地方創生の推進のため、各地方公共団体の地方版総合戦略に位置付けられた自主的、主体的で先導的な取組を支援するものであります。その交付金申請の前提として作成される地域再生計画につきましては、国が押し付けるものではなく、地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて自主性を発揮して作成することができるものであります。本交付金も、地方創生全般の中でどの分野に重点を置くかといった選択や、どのような手法で実施するかといった事業構築の点で、地方公共団体が地域の自主性を十分に発揮できるよう使い勝手の良い仕組みにしておるところであります。

プレミアム付き商品券における経済効果についてであります。

平成二十六年度補正予算における地域消費喚起・生活支援型交付金では、助成した金額以上の消費喚起が期待できるプレミアム付き商品券を始め、高い消費喚起効果が期待できる施策を各地方公共団体に推奨しており、従来の施策と比べてもより高い消費喚起効果が得られるものと考えております。

一例を御紹介すれば、愛知県を始め一部の自治体については、旅行券利用者の約七割が新規の宿泊客であり、近隣の家族利用を中心に新規宿泊客の獲得が進展し、宿泊単価も上昇傾向にあるとの中間報告を得ております。また、ネット販売を利用した一部の自治体においては、ふるさと名物商品事業に参加した店舗は、参加していない店舗と比べ約二倍の

新規顧客の獲得に成功している状況が見られます。

さらに、先日、プレミアム付き商品券、ふるさと名物商品・旅行券が主婦の皆様を中心とした約十万人の女性読者の投票によって、昨年最もこれがあるって便利、助かったと実感した商品、サービスの金賞に選ばれ、三月十四日には主婦の皆様を代表される方が直接表彰状とトロフィーをお届けいただきました。

自治体によるアンケート調査の集計、分析結果などを事業終了を受けて速やかに取りまとめ提出するよう三月九日に各自治体に依頼を発出したところであり、その結果が集まり次第、全国的な規模での事業効果の集計と分析を進めていくことといたしております。

国自身はもとより、地域自身による今後の消費喚起や市場開拓に向けた取組にも資するよう、極力客観的なデータに基づく検証作業を進めてまいります。

次に、地方創生推進交付金の先導性の審査についてお尋ねをいただきました。

先導的な事業とは、K P I の設定と P D C A サイクルを備えたものであって、官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれた先駆タイプ、先駆的・優良事例の横展開を図る横展開タイプ、既存の取組や制度上の隘路を発見し、それを打開するための隘路打開タイプの三タイプを想定しております。

地方創生推進交付金の交付対象とする個別事業の選定に当たりましては、官民協働、地域間連携、政策間連携といった基準を明示した上で、その公平性を確保するため、内閣府の事務局における参事官クラス、次長クラスなど複数人及び複数のレベルでの審査に加え、先駆タイプについては知見を有する外部有識者の審査を経ることといたしております。

地域再生基盤強化交付金の継続事業についてであります。

これまで地域再生基盤強化交付金により実施してきた道、污水处理施設、港を政策間連携により総合的に整備する事業に加え、継続事業についても、地方創生交付金一千億円のうち四百十六億円により対応していくこととしております。この予算につきましては、地方公共団体における事業の進捗状況や要望を踏まえ計上したものであり、地方公共団体において円滑かつ安定的に事業が実施されるよう必要な予算を確保したものであります。

地方創生推進交付金の総額についてであります。

本交付金は、地方からの要望を踏まえ、平成二十八年度予算編成プロセスにおいて、関係府省の協力を得て、新たに国費一千億円、事業費ベース二千億円規模の予算を確保したものであります。地方六団体からも、地方が強い決意と覚悟を持って地方創生をスタートできる額が確保されたことを評価するとの共同声明が発出されております。

平成二十九年度以降の具体的な予算につきましては、今後の予算編成過程で議論してまいります。地方公共団体の取組状況等を踏まえ、地方創生の取組が安定的、継続的に推進していけるよう前向きに取り組んでまいります。

なお、民主党政権時代の地域自主戦略交付金、一括交付金は、各府省の一部の公共事業関連の補助金を束ねたものと承知しておりますが、地方創生推進交付金は、地方創生の推進を目的とし、ソフト事業を中心に既存の補助事業を超えて地方公共団体が自主的、主体的に事業構築できるものであり、両者は目的や対象事業からして性格を異にしているため、同列に取り扱うことは適当ではないと考えておる次第でございます。

次に、一括交付金の復活についてのお尋ねをいただきました。

民主党政権時代に、地域の自主的な選択に基づく事業の実施を目指し、各省庁の投資補助金等の一部を一括化し、都道府県、指定都市を対象とする地域自主戦略交付金を創設したものと承知しております。

これにつきましては、運用される中で、対象事業が従来の補助金に限定されていることや、事業規模の年度間の変動や地域間の偏在を考慮すると交付対象を一般市町村に拡大することが困難であったこと、手続の煩雑さといった様々な問題点がアンケート等を通じて地方公共団体から指摘されておりましたことから、平成二十五年度に廃止し、各省庁の交付金に移行いたしました。その際、地方からの意見も踏まえ、移行先の各省庁において、事業別に細分化されていた整備計画をより大きな政策目的別にまとめることや事務手続を

簡素化するなどの運用改善を行ったところであります。

このように、地方の意見を踏まえ、今回の地方創生推進交付金も含め、真に地方にとって効果が高く使い勝手の良い施策の仕組みづくりを推進することが重要であると考えております。

地方創生推進交付金の特徴についてであります。

今回の地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的、主体的で先導的な事業を支援する点、K P I の設定と P D C A サイクルの整備を組み込み、縦割りを超えた事業を支援する点、地域再生法改正案に基づく交付金とし、安定的な制度運用を確保する点で、これまでの個別補助金や一括交付金とは異なる新しいタイプの交付金であると考えております。

各省の個別補助金等と異なり、どのような分野に重点を置くか、ソフト事業とハード事業をどのように組み合わせるかといった事業構築は地方公共団体に委ねられており、自由度の高いものとなっております。また、本交付金は先導性を有する効果の高い取組に対して支援を行うものでありますので、国と地方の総合戦略双方の成果目標の達成に資するものであると、かように考えておる次第でございます。

(中略)

次に、政策評価結果の反映についてのお尋ねをいただきました。

御指摘の地域活性化諸施策を含め各省庁が実施する個別の施策については、政策評価法に基づき、毎年度自ら評価を実施し、公表するとともに、その評価結果を政策に反映してきております。

例えば、地域再生計画の認定については、平成二十五年度実施施策の政策評価において認定件数の実績五十九件が目標値九十五件に達していないことについて、地域再生計画と連動する施策が限定されている点を要因として指摘しております。この結果を踏まえ、地域の自主的な取組をより一層促進するため、小さな拠点形成支援や企業の地方拠点強化を促進する税制等、地域再生計画の施策メニューを増やしてまいりました。今後とも、政策評価結果を政策に反映し、効果的な施策の推進に努めてまいります。

最後に、憲法改正についての認識についてのお尋ねを頂戴をいたしました。

憲法改正については国民の御理解が必要不可欠であり、憲法第八章を含め、具体的な改正の内容や時期につきましても、国会や国民的な御議論との理解の深まりの中でおのずと定まってくるものと考えております。

個別の議論につきましては、憲法審査会において政党間で大いに議論を深めていただくべきものと考えておる次第でございます。

以上であります。(拍手)